

親あるときの  
万が一に備える

# 手をつなぐ おたすけプラン

(団体長期障害所得補償保険)



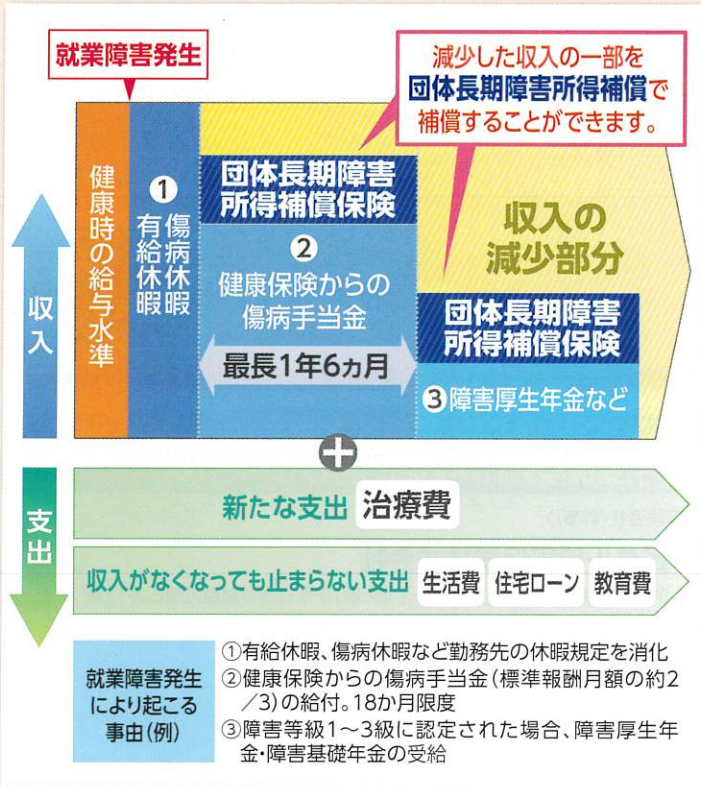
当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

## 補償1 団体長期障害所得補償保険

被保険者が病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。

(被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)

就業障害期間が長びくと、暮らしへの負担が増していきます。公的保険やお勤め先の福利厚生制度だけでは、長期休業時の補償は、十分とは限りません。さらに、一般的な生命保険や医療保険では、長期休業時の補償はありません。



## 保険の特長

- 1 病気やケガによる就業障害をカバー**  
業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。
- 2 長期にわたる補償**  
就業障害発生時から65歳まで(A~Cプランの場合)の長期間で補償されます。
- 3 メンタル疾患も補償対象**  
気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害が補償対象となります。(ただし保険金の支払いは最長で2年間となります。)
- POINT 4 一部復職\*の場合も補償**  
一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。

**例 営業職の場合** 支払対象外期間中(90日間)はいかなる業務にも全く従事できない状態となりますが、対象期間が開始するとそれ以降は、営業職から離れて内勤業務(軽作業等)に変わり所得が一定額以上削減になった場合なども、支払対象となります。

\*一部復職とは、業務に復帰できたものの依然として就業障害が残り、就業障害直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。

- 5 加入に際して、医師の審査は不要**  
健康状態を告知することで加入できます。

\*健康状態によっては、加入できない場合や引受条件を制限しての加入となる場合があります。

\*精神の障害(発達障害、知的障害を含む)、その他告知書に記載の病気により、過去2年以内に医師の治療・投薬を受けたことがある方はご加入いただけませんのでご注意ください。

保険期間 令和5年10月1日 午後4時から 令和6年10月1日 午後4時(1年間)

\*中途加入は毎月受け付けております。

## 補償2 葬祭費用等補償特約

被保険者がお亡くなりになった時、  
残されたご家族を守るための  
各種手続費用等を補償します。

(被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)



通算  
**300万円**  
限度

被保険者がお亡くなりになった際の以下の費用をお支払いします。

- 1 ご家族が負担する葬祭費用
- 2 ご家族が成年(未成年)後見制度を利用する際に負担する各種手続費用
- 3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

## 保険料例 (支払期間 最長満65歳までのプラン) その他の年齢・プランの保険料はパンフレットに掲載しています。

年齢区分		所得補償金額(月額)					
		10万円		20万円		30万円	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
月払保険料	25~29歳	1,052円	777円	1,842円	1,427円	2,632円	2,077円
	30~34歳	1,186円	1,030円	2,056円	1,890円	2,926円	2,750円

※葬祭費用等保険金額300万円(全プラン共通)

※支払対象外期間:90日間、特約:精神障害補償(2年間)・天災危険補償・葬祭費用等補償、団体割引10%適用

※同じ時期に募集する「がんのおたすけプラン・おたすけプラン日ごろの備え(引受保険会社 損害保険ジャパン)」を含めたおたすけプランシリーズの加入人数が所定の人数に達しなかった場合、団体割引が変更(保険料が引き上げ)となることがあります。

○障害のある方ご本人が加入を希望する場合は必ず全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所へお問い合わせください。

### WEB加入方法

加入方法は  
こちらをご確認ください。



### 説明動画

Youtube全育連チャンネル  
よりご覧いただけます。



「手をつなぐおたすけプラン」暮らしの内容は  
こちらをご確認ください!  
お申し込みも可能です。  
携帯電話・パソコンから  
ご覧いただけます。



このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

## ご不明の点がありましたら下記取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください

(取扱代理店)

一般社団法人

**全国手をつなぐ育成会連合会**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6  
第三和幸ビル2F-C

TEL 03-5358-9274 FAX 03-5358-9275 担当:中澤・田邊  
受付時間:平日の午前10時~午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

(引受保険会社(幹事))

**キャピタル損害保険株式会社**

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階  
TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 担当:阪東

(引受保険会社(非幹事))

**損害保険ジャパン株式会社**

医療・福祉開発部第二課 担当:阿部

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137 FAX.03-6388-0154 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで  
公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険、傷害総合保険

# 手をつなぐおたすけプラン

がんは日本人の2人に1人がかかると言われ、罹患者数も年々増加しています！



障害のある方も  
ない方も

## がんと診断されたら…

抗がん剤治療も  
補償！

何度でも※  
一時金として

200万円

※2年に1回を限度とします

新規加入年齢満69歳まで

G2プランの場合

保険料例	満年齢	0～24歳	25～29歳	30～34歳
	月払保険料	390円	550円	970円

●保険金額200万円 ●保険期間1年 ●1名あたり ●団体割引10%  
●本団体保険の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。(令和5年5月現在)



### 6つのメリット

- 何度でも診断保険金をお支払いします。**  
(2年に1回を限度とします。※)
- がん手術保険金は、何回でもお支払いします。**  
(手術の種類によっては回数に制限があります。)
- がん入院保険金は、1日目から入院日数無制限でお支払いします。**
- がん外来治療保険金は、入院を伴わない通院や往診だけの治療でもお支払いします。**  
(手術の種類によっては回数に制限があります。)
- 上皮内がん、白血病もお支払いの対象です。**  
(減額することなくお支払いします。)
- 先進医療等補償保険金は、がん以外の場合も補償対象となります。**

### 補償内容

	保険金額		
	G1	G2	G3
がん診断保険金	100万円	200万円	300万円
がん入院保険金	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 30,000円
がん手術保険金	1回につき 入院時：20万円 外来時：5万円 重大：40万円	1回につき 入院時：40万円 外来時：10万円 重大：80万円	1回につき 入院時：60万円 外来時：15万円 重大：120万円
がん外来治療保険金	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円
抗がん剤治療保険金	1カ月につき 10万円	1カ月につき 10万円	1カ月につき 10万円
先進医療等補償保険金	500万円	500万円	500万円

(注) 初年度契約の始期からその日を含めて91日目から補償が開始します。

※ 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

### 保険料

●保険期間1年 ●団体割引10%  
●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約セット

年齢区分 (満年齢)	月払保険料			年齢区分 (満年齢)	月払保険料		
	G1	G2 <small>オススメ</small>	G3		G1	G2 <small>オススメ</small>	G3
0歳～24歳	250円	390円	540円	40歳～44歳	1,520円	2,250円	2,980円
25歳～29歳	390円	550円	710円	45歳～49歳	2,470円	3,810円	5,150円
30歳～34歳	650円	970円	1,290円	50歳～54歳	3,610円	5,810円	8,020円
35歳～39歳	960円	1,430円	1,910円	55歳～59歳	5,130円	8,300円	11,470円

保険期間

令和5年10月1日午後4時 から 令和6年10月1日午後4時まで1年間

※中途加入は毎月受け付けております。

【傷害保険+特定感染症危険補償特約】と  
【個人賠償責任補償特約】をセットしたプランです。

告知不要!  
年齢制限なし!

日ごろ

## 賠償事故の示談交渉サービス付 (日本国内のみ)

- 交通事故でケガをして入院した。



- 階段で転んでケガをして入院し、手術した。



- 自転車加害事故により第三者にケガをさせた。

(注)2023年  
4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



- 買い物先で誤って商品を壊した。



- 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。



## 補償内容

※日常生活でのケガも補償対象となります。

	保険金額
後遺障害 保険金	100万円
入院 保険金	1日につき 1,000円
手術 保険金	入院時: 1万円 外来時: 5,000円
通院 保険金	1日につき 450円
葬祭費用補償 (特定感染症危険用)	300万円
個人賠償責任 補償	1億円

## 保険料

- 保険期間 1年 ●団体割引 10%
- 職種別A級、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約セット

運転手やとび職など危険度の高い職業の場合、同一の補償でも保険料が高くなります。該当の場合は、全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

- 「がん」に併せてご加入の場合  
「日ごろ」のみ中途でご加入の場合
- 「日ごろ」のみ10月1日始期契約で  
ご加入の場合

(職種別A級)

	月払保険料	一時払保険料	型名
	490円	5,200円	N12
			N1

## パンフレット・お申込書類はこちら

補償内容の詳細、加入方法、保険金請求方法を記載しています。



このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

### 補償内容・加入手続きに関する相談窓口

【取扱代理店】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

TEL: 03-5358-9274 FAX: 03-5358-9275

担当: 中澤・田邊

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

受付時間: 平日の午前10時~午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

### 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5137 FAX: 03-6388-0154

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>